

新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱いについては、次のとおりです。県立学校の行動基準のレベルによって、適用が異なる項目がありますので、注意してください。

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は、次のとおりです。
 - (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
 - (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

○出席停止とする期間

- (1) については、保健所等が指示する日まで
- (2) については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
- (3) (4) については、症状がみられなくなるまで

- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安は、次のとおりです。
 - (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

3 提出書類について

上記1(1)～(4)と2(1)については、「新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に係る欠席連絡票」を提出してください。2(2)については、事前に御相談いただき、場合に依りて「家庭学習願」の提出をよろしくお願ひします。

また、時差通学願を希望される場合についても、事前に御相談いただき、場合に依りて「時差通学願」の提出をお願ひすることがございますので、御了解くださいますようお願ひします。

これらの書式は、学校ホームページからダウンロードすることができますが、郵送等を希望される場合は御連絡ください。